

雇用管理に助成金を活用しませんか？

人材確保等支援助成金 雇用管理制度・雇用環境整備助成コースのご案内

このコースは、事業主が雇用管理制度や業務負担軽減機器等(労働者の業務負担の軽減が図られる機器・設備等)の導入など雇用管理の改善を行い、離職率低下の目標などを達成した場合に最大230万円(賃金要件を満たした場合は最大325万円)を助成する制度です。

助成内容および助成額

導入が必要なメニュー		助成額・助成率 (※1)	上限額(※1・2)
A 雇用管理制度の導入	a 賃金規定制度(※4) (賃金表の整備)	40万円 (50万円)	80万円 (100万円)
	b 諸手当等制度 (資格手当などの導入)		
	c 人事評価制度 (人事評価制度の導入)		
	d 職場活性化制度 (メンター制度等の導入)	20万円 (25万円)	
	e 健康づくり制度 (人間ドックの実施)		
B 業務負担軽減機器等の導入 (労働者の業務負担の軽減が図られる機器・設備等の導入)		対象経費の 1/2 (62.5/100又は 75/100)	150万円 (187.5万円又は 225万円)(※3)

具体的な活用事例

①賃金要件加算なし

諸手当等制度(40万円) + 職場活性化制度(20万円)
+ 健康づくり制度(20万円)

合計80万円

②賃金要件加算あり(7%以上の賃上げの場合)

賃金規定制度(50万円) + 諸手当等制度(50万円)
+ 雇用環境整備(対象経費の1/2(上限225万円))

合計325万円

(※1)括弧内の金額は、賃金要件(3%以上、5%以上又は7%以上)を満たした場合の助成額又は助成率。なお、賃金要件(3%以上)については別途一定の要件を満たす必要がある。また、賃金要件(7%以上)は業務負担軽減機器等の導入に限る。

(※2)上限額は、複数の雇用管理制度又は業務負担軽減機器等を導入した際の助成上限額

(※3)助成率が対象経費の62.5/100である場合の上限額は187.5万円、対象経費の75/100である場合の上限額は225万円

(※4)「a 賃金規定制度」は中小企業が対象

LL080408確01

支給までの流れ

① 雇用管理制度等整備計画を策定

提出期間内に本社の所在地を管轄する都道府県労働局へ提出・認定

② 雇用管理制度または業務負担軽減機器等の導入・実施

雇用管理制度等整備計画の実施期間内に導入・実施

③ 離職率の低下目標を達成

雇用管理制度等整備計画期間の末日の翌日から12か月経過するまでの期間の離職率が、目標値を達成していること

④ 助成金の支給（最大230万円）

賃金要件を満たした場合は最大325万円の支給

申請・お問い合わせ先

詳しい支給要件、手続きなどの詳細について、ご不明な点は、以下を参考に
していただくか、最寄りの都道府県労働局までお問い合わせください。

助成金の詳細

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000199292_00005.html



助成金のお問い合わせ先・申請先

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiawa/se2.html

